

堤防刈草の有効利用について

沼津河川国道事務所では、河川工事で発生する刈草の有効活用を進めています。具体的には、堤防の維持管理のために行う堤防除草工事により毎年、多くの刈草が発生します。

「利用条件」

- ・刈草の運搬は、運搬先、運搬量、受入時間等を個別に相談させていただきます。条件が整えば、受け入れ先まで運搬することも可能です。
- ・受け入れ量に条件はありません。まずはお問合せください。

「刈草発生時期」

- ・刈草の発生時期は毎年概ね同じです。5月から11月に堤防除草工事で発生します。

「申し込み用紙」

- ・沼津河川国道事務所HP 「河川事業」→「堤防刈草の有効活用」からダウンロード出来ます。

「注意事項」

- ・刈草の販売等に使用しないでください。
- ・刈草の返却はできません。不法投棄をせずに、自己消費をしてください。
- ・刈草提供後の使用による事故等について、一切の責任及び負担を負いません。

「お問合せ先」河川管理課

Ｔ e l 0 5 5 - 9 3 4 - 2 0 1 1

メール cbr-nmz-kawakan@mlit.go.jp

